

文教委員会請願・陳情説明資料

令和4年6月30日

件名		頁
(教育指導部)		
1 2 受理番号 2 6	区立中学の制服(標準服)のスラックス・スカートの選択制の導入及び区立学校で男女混合名簿を用いることを求める陳情	2
2 3 受理番号 8	性犯罪をなくすための区立学校での性教育の充実を求める陳情	3
3 3 受理番号 1 8	足立区の小学校図書館の活動を更に充実させるために、小学校の図書館に直接雇用の図書館司書(支援員)の配置を計画的にすすめることを求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(学校運営部)		
4 2 受理番号 5	足立区立小・中学校全ての給食調理場に空調設備の設置を求める請願	1 0
5 2 受理番号 6	足立区立小・中学校全校の給食調理室に空調設備の設置を求める請願	1 2
6 受理番号 4	子どもの豊かな育ちを支えるため感染対策の見直しを求める請願	1 4
7 受理番号 5	教育現場への感染症対策緩和についての請願・・・・・・・・	2 1
(子ども家庭部)		
8 元受理番号 6	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願・・・・・・・・	2 7
9 元受理番号 2 1	健常児と障がい児が関わる時間を増やすインクルーシブ教育の拡大と医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる保育制度を求める陳情・・・・・・・・	3 0
10 受理番号 6	スクールアシスタント(旧介助員)制度の充実を求める請願	3 2

(教 育 委 員 会)

件名	2 受理番号 26 区立中学の制服（標準服）のスラックス・スカートの選択制の導入及び区立学校で男女混合名簿を用いることを求める陳情
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	1 すべての区立中学の制服（標準服）で、男女の別なくスラックスとスカートを選択できるようにし、生徒にその選択が可能であることを明示すること。 2 すべての区立学校で男女混合名簿を用いること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 区立中学校における制服（標準服）の選択について <u>令和5年4月までに以下のとおり全校で運用する。</u></p> <p>(1) <u>男女別の区分から機能（タイプ）別（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型やA型・B型・C型など）の区分に変更する。</u></p> <p>(2) <u>性別に関係なくいずれも選択できる。</u></p> <p>2 男女混合名簿について <u>以下のとおり対応している。</u></p> <p>(1) <u>学校が授業等で使用する児童・生徒の名簿については、男女混合名簿を使用する。</u></p> <p>(2) <u>学校においては、定期健康診断や保健関係等に関わる場面に応じて使い分ける。</u></p>
問題点等	

件名	3受理番号8 性犯罪をなくすための区立学校での性教育の充実を求める陳情
所管部課名	教育指導部教育指導課
陳情の要旨	1 区立学校での性教育を充実すること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 生命（いのち）の安全教育推進事業の実施</p> <p><u>(1) 文部科学省の「生命（いのち）の安全教育推進事業」により、実践校2校による検証事業を実施する。</u></p> <p><u>ア 「不幸な妊娠を生まない」「性犯罪の被害者にも加害者にもさせない」を中学生段階のゴールとし、就学前から小学校、中学校と発達段階に応じた指導計画及び学習指導案を作成し、授業研究を行う。</u></p> <p><u>(2) 実践校2校の取組をもとに、区内全校の令和5年度の教育課程に反映させ、区内全小中学校での取組とする。</u></p> <p><u>ア 授業研究の成果を「足立区命の安全教育全体計画モデル」としてまとめ、指導計画及び学習指導案を区内全小中学校へ周知し、区の特色ある教育活動として、普及させていく。</u></p> <p><u>イ 令和5年度、実践校2校の事例報告を含めた教員研修を実施する。</u></p> <p>2 性教育の実施状況について</p> <p>性教育の手引き（平成31年3月東京都教育委員会）および人権教育プログラム（令和3年3月東京都教育委員会）に基づき、発達の段階や各校の実態に応じて以下のとおり実施している。</p> <p>(1) 小学校1年生</p> <p>ア からだをきれいにしよう（特別活動） プライベートゾーンを認識すると共に、大切にすること、きれいに保つことなどを学ぶ。</p> <p>イ 生命の尊さ（特別の教科 道徳） 読み物「ハムスターの赤ちゃん」から生命の尊さ、生きることの素晴らしさを学ぶ。</p> <p>(2) 小学校2年生</p> <p>ア 自分自身の生活や成長の振り返り（生活科）</p>

イ これからの成長への願いをもつ（生活科）
いずれも、これまでの生活や成長を支えてくれた人々への感謝を学び、さらなる成長意欲を育む。

(3) 小学校 4 年生

ア 大きくなってきたわたし（思春期にあらわれる変化）（体育科）
思春期の体の成長、異性への関心の変化などを学ぶ。

イ よりよく育つための生活（体育科）
運動、食事、睡眠の必要性を学び、自己の健康の保持増進に取り組む。

(4) 小学校 5 年生

ア 宿泊的行事前の保健指導（特別活動）
思春期の体の変化に関する保健指導を通じ、宿泊的行事への不安の解消を図る。

イ 不安や悩みへの対処（体育科）
不安や悩みは誰にもあると共に、他者への相談や気分転換などの対処方法を学ぶ。

ウ 犯罪被害防止（体育科）
事件・事故の発生要因を学び、安全な行動の選択等につなげる。

(5) 小学 6 年生

ア 感染症の予防（体育科）
口や鼻からの感染、血液や粘膜等を介しての感染、H I V 感染症等について学ぶ。

イ 軽い気持ちの I D 交換から…（特別活動）
インターネット上で個人情報を提供することの危険性を学ぶ。

ウ 男女の友情（特別の教科 道徳）
異性に対しても信頼を基に正しい理解と友情を育てて、よりよい関係を築くことを学ぶ。

(6) 中学校 1 年生

ア 生殖に関わる機能の成熟（保健体育科）

イ 異性の尊重と性情報への対処（保健体育科）
いずれも、身体機能の発達、生殖に関わる機能の成熟やその性差、個人差を学ぶ。

ウ 男女相互の協力（合唱コンクールに向けて）（特別活動）
これまでの学校生活を見直し、男女の相互理解や協力、学級の雰囲気改善を図る。

(7) 中学校 2 年生

- ア 性情報への対応・性犯罪被害の防止（特別活動）
SNS等を介した性被害、生徒を取り巻く性に関する様々な危険について知り、性情報に対して正しく判断し、自分自身を守る術を学ぶ。
- イ 異性との人間関係を深めるには（特別の教科 道徳）
性差がはっきりし、異性への関心が強くなる中、互いに理解し合い、共に成長しようとする態度を学ぶ。
- ウ 自分の命を精一杯生ききる（特別の教科 道徳）
読み物「キミばあちゃんの椿」から自他の生命を尊重しながら与えられた自分の命を精一杯生きていく態度や生命の尊さを学ぶ。
- エ エイズの予防（保健体育科）
HIV感染症及び性感染症などの青少年の感染について、疾病概念や感染経路、感染防止等について学ぶ。
- オ 大人計画（多様な生き方）（特別の教科 道徳）
多様な生き方、多様な性への理解を深め、他者の考えや思いを尊重する心を学ぶ。

3 各校の犯罪被害防止教育の実施状況

安全教育プログラム（令和3年3月東京都教育委員会）およびSNS東京ノート（令和2年度版東京都教育委員会）に基づき、発達の段階や各校の実態に応じて以下のとおり実施している。

(1) 小学校全学年

- ア 不審者侵入時の行動（特別活動）
不審者が校内に侵入した際に取りるべき行動について学ぶ。
- イ 外出時の約束（特別活動）
児童が外出する際、保護者に何を伝え、外で何を守るかについて学ぶ。
- ウ 校外での過ごし方（特別活動）
公の場でのふるまいや、知らない人にはついて行かないことについて学ぶ。
- エ インターネットの使い方・情報モラル（総合的な学習の時間）
インターネットは情報が早く手に入る一方、正確さや信頼性に注意が必要であること、自分が発信する際に注意が必要なことについて学ぶ。

(2) 小学校第1・2学年

- ア きをつけて（特別の教科 道徳）

生活の中における安全に注意が必要な場面について学ぶ。

(3) 小学校第3・4学年

ア 地域安全マップづくり（特別活動）

通学路等を点検して地図に表す作業を通じて、犯罪が起こりやすい場所について学ぶ。

イ ゲームの中の友達／写真を送ってと言われたら（特別活動・総合的な学習の時間）

相手が自分の想像とは違う場合や、自分の写真を送ってしまった場合にどのような危険性があるかを学ぶ。

(4) 中学校全学年

ア スマートフォン・携帯電話等の使用時の安全・ルール（特別活動）

SNS学校ルールを元に、ネットやスマートフォンを上手に活用している事例について学び、SNS家庭ルールを作成する。

イ 写真を公開する前に（特別活動・総合的な学習の時間・特別な教科 道徳）

写真を公開する場合のリスクについて考え、拡散したものは削除が難しいというネットの特性について学ぶ。

ウ 不審者侵入時の対応（特別活動）

不審者が校内に侵入した際に取りるべき行動について学ぶ。

エ 犯罪被害の防止（特別活動）

生徒を取り巻く様々な危険から自分自身を守る術について学ぶ。

(5) 中学校1年生

ア 性犯罪の現状（保健体育科）

イ 性情報への対処（保健体育科）

身体機能の発達、生殖に関わる機能の成熟と、その発育や発達の性差、個人差を学ぶ。

(6) 中学校2年生

ア 犯罪被害の防止（保健体育科）

SNS等を介した性被害、生徒を取り巻く性に関する様々な危険について知り、性情報に対して正しく判断し、自分自身を守る術を学ぶ。

イ 緊急時の電話通報等（英語）

緊急時の電話対応について、英語での表現を学ぶと共に、緊急時のふるまいについて学ぶ。

	<p>(7) 中学校3年生</p> <p>ア 情報モラル教育、情報セキュリティ（技術・家庭科(技術分野)） SNS、インターネット等の情報の特質・特性について理解し、その利点と欠点について学ぶ。</p> <p>イ 緊急時にできること（英語） 緊急時の対応について、英語での表現を学ぶと共に、緊急時のふるまいについて学ぶ。</p> <p>ウ 地域の安全を守る活動（英語） 地域の方との防犯に関する交流について、英語での表現を学ぶと共に、日頃の防犯活動について学ぶ。</p>
<p>問 題 点 等</p>	

件名	3 受理番号 18 足立区の小学校図書館の活動を更に充実させるために、小学校の図書館に直接雇用の図書館司書（支援員）の配置を計画的にすすめることを求める陳情
所管部課名	教育指導部教育政策課
陳情の要旨	小学校図書館の司書（支援員）を中学校同様に直接雇用に切り替え、毎日配置することを目ざし、計画的に取り組んでください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 小学校図書館への支援員配置経緯</p> <p>(1) 平成26年6月 「学校図書館法」改正：学校司書配置の努力義務等</p> <p>(2) 平成29年9月 業務委託により全校に支援員配置開始（週1日6時間） ※ 委託以前は教員とボランティアが図書館業務を担当 ※ 中学校には直接雇用の支援員を全校配置（年205日）</p> <p>(3) 令和2年4月 支援員と教員等の連携を強化し、学校図書館の利活用を推進するため、全校の事業形態を委託から人材派遣に変更し、配置日数を週2日に増</p> <p>(4) 令和3年1月 小学校のモデル校実施に向け、会計年度任用職員（学校図書館支援員）の定数（2名）を増員</p> <p>2 選考の状況</p> <p>令和3年1月 募集人員：小学校モデル校2名、中学校欠員1名 応募人数：10名 選考結果：合格者1名を中学校に配置</p> <p>令和4年1月 募集人員：小学校モデル校2名、中学校欠員2名 応募人数：8名 選考結果：合格者1名を中学校に配置</p> <p>令和4年4月 募集人員：小学校モデル校2名、中学校欠員2名 応募人数：7名 選考結果：合格者1名を中学校に配置</p> <p>3 支援内容</p> <p>(1) 配置日数・時間 令和4年度：週2日・1日6時間勤務（令和2年度から）</p>

	<p>(2) 経費 <u>令和4年度予算：115,118,000円</u> [参考] 令和3年度決算：114,146,010円 令和2年度決算：112,711,500円 令和元年度決算：50,096,400円</p> <p>(3) 業務内容 ア 基本業務：開閉館、貸出返却処理、レファレンス等 イ 環境整備業務：図書配架、展示、蔵書点検、選書支援等 ウ 授業支援等：教材用図書選書支援、読み語り、ブックトーク、読書支援等</p> <p>4 他区の状況（令和4年5月時点）</p> <p>(1) 委託事業を実施：<u>11区</u> [内訳] 週1=<u>3区</u> 週2=4区 週3=3区 週5=1区</p> <p>(2) 会計年度任用職員を雇用：6区 [内訳] 週4=3区 週5=3区</p> <p>(3) 区立図書館指定管理者から職員を派遣：<u>3区</u> [内訳] <u>週0.5=1区</u> 週3=1区 週4=1区</p> <p>(4) 有償ボランティア：2区 [内訳] 週1=1区 週2=1区</p>
問題点等	

件名	2 受理番号 5 足立区立小・中学校全ての給食調理場に空調設備の設置を求める請願											
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課、学務課 施設営繕部 中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課											
請願の要旨	<p>熱中症や食中毒の心配なく安全な給食が作れるように足立区立小・中学校の給食調理場に早急に空調設備の設置をしてほしい。</p> <p>足立区小・中学校で子ども達に提供されている給食は、「日本一おいしい給食」として全国的に有名である。しかし近年の温暖化による気温上昇に伴う調理環境の悪化は、栄養士、給食調理師の工夫と努力の限界を超え、熱中症に誰がなってもおかしくない給食調理場で食中毒の危険を常に想定しながらの給食提供という大きなリスクを抱えている。火器を使い、蒸気の立つ中の作業では体感温度が更に高くなることも考慮し、検討をお願いしたい。</p>											
請願者等	請願文書表のとおり											
紹介議員名	ぬかが 和子議員、鈴木 あきら議員、長谷川 たかこ議員											
内容及び経過	<p>1 現在の設置状況（12校）</p> <p>(1) 平成30年度以降の新築校・改築校（8校） (2) 令和3年度設置校（4校）</p> <p style="text-align: right;">} 【表1】</p> <p>表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">学校名</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>千寿小、綾瀬小、江北小、北鹿浜小・鹿浜西小統合校（工事中）</td> <td>東綾瀬小、栗原小</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>鹿浜菜の花中、江北桜中、千寿青葉中、東綾瀬中（工事中）</td> <td>第六中、第十三中</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今年度の取り組み予定（残り90校）</p> <p>(1) 令和4年度設置46校</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 各校工事</p> <p style="padding-left: 40px;">令和4年2月6日～令和4年9月30日</p>	区分	学校名		(1)	(2)	小学校	千寿小、綾瀬小、江北小、北鹿浜小・鹿浜西小統合校（工事中）	東綾瀬小、栗原小	中学校	鹿浜菜の花中、江北桜中、千寿青葉中、東綾瀬中（工事中）	第六中、第十三中
区分	学校名											
	(1)	(2)										
小学校	千寿小、綾瀬小、江北小、北鹿浜小・鹿浜西小統合校（工事中）	東綾瀬小、栗原小										
中学校	鹿浜菜の花中、江北桜中、千寿青葉中、東綾瀬中（工事中）	第六中、第十三中										

	<p><u>イ 順次運転開始</u> 令和4年9月1日</p> <p><u>(2) 令和5年度設置予定44校</u></p> <p><u>ア 事前調査</u> 令和4年8月末まで</p>
<p>問題点等</p>	

件名	2 受理番号 6 足立区立小・中学校全校の給食調理室に空調設備の設置を求める請願											
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課、学務課 施設営繕部 中部地区建設課、東部地区建設課、西部地区建設課											
請願の要旨	<p>安全な給食が作れるように、足立区立小・中学校の給食調理室に空調設備を設置してほしい。</p> <p>給食調理室に空調設備が設置されている一部の学校を除き、その他多くの学校ではスポットクーラーが備えられているだけで、衛生管理に関する関係法令等の基準を満たすための対応としては不十分な状況である。</p> <p>近年では記録的な猛暑が続いていることや、新型コロナウイルスの影響で今年度の夏休みが短縮されることなどから、熱中症のリスクも更に高くなるという厳しい職業環境にある。</p> <p>このような趣旨を理解し、子ども達に安全でおいしい給食を提供する環境整備のため、労働災害防止の観点からも、空調設備の全校の給食調理室への設置に向けた速やかな決定をお願いしたい。</p>											
請願者等	請願文書表のとおり											
紹介議員名	おぐら 修平議員											
内容及び経過	<p>1 現在の設置状況（12校）</p> <p>(1) 平成30年度以降の新築校・改築校（8校）</p> <p>(2) <u>令和3年度設置校（4校）</u></p> <p style="text-align: right;">} 【表1】</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">学校名</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>千寿小、綾瀬小、江北小、北鹿浜小・鹿浜西小統合校（工事中）</td> <td><u>東綾瀬小、栗原小</u></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>鹿浜菜の花中、江北桜中、千寿青葉中、東綾瀬中（工事中）</td> <td><u>第六中、第十三中</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校名		(1)	(2)	小学校	千寿小、綾瀬小、江北小、北鹿浜小・鹿浜西小統合校（工事中）	<u>東綾瀬小、栗原小</u>	中学校	鹿浜菜の花中、江北桜中、千寿青葉中、東綾瀬中（工事中）	<u>第六中、第十三中</u>
区分	学校名											
	(1)	(2)										
小学校	千寿小、綾瀬小、江北小、北鹿浜小・鹿浜西小統合校（工事中）	<u>東綾瀬小、栗原小</u>										
中学校	鹿浜菜の花中、江北桜中、千寿青葉中、東綾瀬中（工事中）	<u>第六中、第十三中</u>										

	<p>2 今年度の取り組み予定 (残り90校)</p> <p>(1) <u>令和4年度設置46校</u></p> <p>ア <u>各校工事</u> 令和4年2月6日～令和4年9月30日</p> <p>イ <u>順次運転開始</u> 令和4年9月1日</p> <p>(2) <u>令和5年度設置予定44校</u></p> <p>ア <u>事前調査</u> 令和4年8月末まで</p>
<p>問題点等</p>	

件名	受理番号4 子どもの豊かな育ちを支えるため感染対策の見直しを求める請願
所管部課名	学校運営部学務課
請願の要旨	<p>1 教育委員会から、マスクを常時着用することへの児童・生徒の健全な成長、発育及び学習環境に与えるリスクを、教職員、児童・生徒、保護者に対し、周知徹底すること。</p> <p>2 身体的、精神的及び発達上の問題で、マスクを着用できない児童・生徒がいること、また常時マスクを着用することに対し、不安や不快、不調を感じ、学校生活に支障をきたしている児童・生徒がいることを児童・生徒及びその保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じることのないよう各学校へ指導してください。</p> <p>3 足立区立小中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）令和4年4月25日版が文部科学省の衛生管理マニュアルよりも厳しく作成されているので見直しをしてください。 また、基本的感染対策の身体的距離の確保も衛生管理マニュアルではできるだけ2メートル（最低1メートル）と記載されているが、2メートルという認識が教職員に根強く残っており感染対策ばかりに重きをおいて本来緩和できる場面、機会を失い、心身ともに著しい成長期の子どもの制限を続けさせている現状を改善してください。 足立区立小中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）に記載し、教育委員会として各区立小・中学校に通知、指導をしてください。具体的にどのように指導するのか教育委員会、各学校、保護者とも共有しきちんと周知徹底をしてください。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	土屋 のりこ議員

内容及び経過	<p>1 学校でのマスク着用に関する現在の状況</p> <p>(1) マスク着用を要する <屋内>授業中に発話する場合 ・ 全体での発表 ・ グループでの話し合い 休み時間に十分な身体的距離が確保できない場合 <屋外>基本的に不要だが、活動内容や実施場所により適宜校長判断</p> <p>(2) マスク着用を要しない <屋内>発話を要する場合以外は、着用する必要はない (*1) 十分な身体的距離を確保できる場合、着用の必要はない <屋外>十分な身体的距離が確保できなくてもマスクは不要 (*1) 熱中症事故防止を優先し、教職員も含めマスクを着用しない ・ 体育の授業や運動会 ・ 密にならない外遊び 登下校時にマスクを外す場合は、会話をしない</p> <p>*1 国の基準よりも区は緩和した対応をとっている。</p> <p>2 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2022.4.1Ver.8)</p> <p>(1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、必要ない (*1) (2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性がある場合、必要ない (3) 体育の授業は、必要ない (4) 給食時は机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える (*2) など飛沫をとばさないように (5) 身体的距離は、できるだけ2メートル(最低1メートル)空けることを推奨</p> <p>※ 厚生労働省の専門家組織「アドバイザリーボード」は、この衛生管理マニュアルの考え方は「従来の我々の考え方と一致するものである」としている。</p> <p>3 足立区「足立区立小中学校版感染症予防ガイドライン」</p> <p>(1) 身体的距離が十分とれないときは、マスク着用 (2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性がある場合、必要ない (3) 屋外で2メートル確保できる場合は、マスク不要 (4) 身体的または心理的理由によりマスクを着用しない者への配慮 (5) 喫食時は対面や会話を避ける (前向き黙食の徹底) (*2)</p>
--------	--

***2** 国の基準より厳しい表現だが、都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」では、「対面して喫食する形態を避け、**黙食を徹底するよう指導する**」とある。

(6) 教室での机の間隔は1メートルを確保して配置する

4 文部科学省からの通知

(1) 令和4年5月23日付「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（事務連絡）があったが、学校におけるマスク着用の考え方については、上記の文部科学省マニュアルにおいて示した内容と変更ない旨が記載されている。

(2) 令和4年5月24日付「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」では、夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について留意すべき事項が示された。

(3) 令和4年5月25日付「マスクの着用に関するリーフレットについて」（P18参照）により、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレット（P19参照）が届いた。
（全校に配信し周知）

(4) 令和4年6月10日付「夏季における児童生徒のマスクの着用について」により、マスク着用の考え方について改めて事務連絡があった。

- ・ 熱中症が命に関わる重大な問題であり、その危険性を適切に指導する
- ・ 体育の授業など熱中症のリスクが高い場面ではマスクを外すよう指導する
- ・ その上で、できるだけ距離を空ける、換気を徹底するなど必要な対応を取る

5 東京都教育庁からの通知

上記4(4)に関する具体的な場面等を例示したリーフレット（P20）が届いた。

6 区からの通知等

体育の授業や暑さ指数が高いときはマスクを外すよう指導することについて、令和2年より継続して、教育指導課から全校に周知している。

(1) 学務課から学校への通知

ア 令和4年5月20日付、厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」を踏まえ、5月23日付4足教学学発第799号「学校教育活動におけるマスク着用について」によりマスクを外す場面を学校に通知した。

	<p>イ 上記4（3）のリーフレットを全校に配信して周知した。</p> <p>ウ 上記4（4）を全校に周知した。</p> <p>（2）保護者への学校配信メール</p> <p>ア 上記6（1）アの内容について5月24日、学校配信メールを保護者に送信し、必ずしもマスクを着用する必要がない場面について、例示した。</p> <p>イ 上記5のリーフレットをリンク先に載せた学校配信メールにて、6月14日に再度保護者に周知した。</p> <p>（3）教育指導課から学校への通知</p> <p>上記6（1）アを鑑み教育指導課から令和4年5月24日付4足教教指 指 発第1117号「学校の教育活動におけるマスク着用について（通知）」により、マスク着用についての具体的な場面の例示と共に、基本方針「発話を要する場合以外はマスクを着用する必要はない」を通知した。</p> <p>更に同日、4足教教指発第1094号「マスクを外しての児童・生徒の登下校時における安全確保について（依頼）」により、登下校時の具体的な指導内容を周知した。</p>
<p>問題点等</p>	<p>1 子どもたち自身の意思で、マスクを着用している場合がある。</p> <p>2 子どもたちの間で同調圧力の存在を否定できない。</p>

厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示ししたところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
 においては、マスクを着用する必要はありません。
 また、就学前のお子さんについては、
 マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、
 プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
 いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
 大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。





夏のマスクは、**熱中症**に気をつけて！

マスクは重要な感染症対策のひとつですが、気温や湿度が高くなると、マスクをつけていることで熱中症になるおそれが高まります。夏場は、マスクを着用する必要がない場面では、外すことをおすすめします。



	身体的距離が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を する	マスクの着用がおすすめ	マスクを着用する必要はない	マスクの着用がおすすめ	マスクの着用がおすすめ
会話をほとんど しない	マスクを着用する必要はない	マスクを着用する必要はない	マスクの着用がおすすめ	マスクを着用する必要はない

- ▶ 屋内とは、建物の中や地下街、公共交通機関の中など。
- ▶ 学校では、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や、部活動で運動しているときは、マスクをする必要はありません。
- ▶ お年寄りと会うときや、病院に行くときなどは、マスクをつけましょう。



マスクを着用する必要がない場面の一例

マスクを着用する場面の一例



ランニングなど
人と離れて行う運動



会話せず、距離を
とった登下校時



屋内で個人で行う
読書 など



試合の応援や
声を出す場面



部室や更衣室
などの利用時



食事の後の
会話 など

件名	受理番号5 教育現場への感染症対策緩和についての請願
所管部課名	学校運営部学務課
請願の要旨	2020年から続く感染症対策は、子どもたちへの身体的精神的影響が非常に大きく、不登校や自殺の増加、また熱中症の危険があるにもかかわらずほぼ強制的に長期にわたる着用により、顔を見せるのが恥ずかしく、マスクを外すことができないという状況が続いています。マスクによる熱中症などのリスクをもっと保護者や子どもに周知させること、教師が率先して外で外すこと、早急に子どもたちの過ごす教育現場と一般社会の感染症対策とを分けた対策を取ることを求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 学校でのマスク着用に関する現在の状況</p> <p>(1) マスク着用を要する</p> <p>＜屋内＞授業中に発話する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体での発表 ・ グループでの話し合い <p>休み時間に十分な身体的距離が確保できない場合</p> <p>＜屋外＞基本的に不要だが、活動内容や実施場所により適宜校長判断</p> <p>(2) マスク着用を要しない</p> <p>＜屋内＞発話を要する場合以外は、着用する必要はない (*1)</p> <p>十分な身体的距離を確保できる場合、着用の必要はない</p> <p>＜屋外＞十分な身体的距離が確保できなくてもマスクは不要 (*1)</p> <p>熱中症事故防止を優先し、教職員も含めマスクを着用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業や運動会 ・ 密にならない外遊び <p>登下校時にマスクを外す場合は、会話をしない</p> <p>*1 国の基準よりも区は緩和した対応をとっている。</p> <p>2 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2022.4.1Ver.8)</p> <p>(1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、必要ない (*1)</p> <p>(2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性がある場合、必要ない</p> <p>(3) 体育の授業は、必要ない</p> <p>(4) 給食時は机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える (*2) など</p>

飛沫をとばさないように

- (5) 身体的距離は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨

※ 厚生労働省の専門家組織「アドバイザリーボード」は、この衛生管理マニュアルの考え方は「従来の我々の考え方と一致するものである」としている。

3 足立区「足立区立小中学校版感染症予防ガイドライン」

- (1) 身体的距離が十分とれないときは、マスク着用
(2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性がある場合、必要ない
(3) 屋外で2メートル確保できる場合は、マスク不要
(4) 身体的または心理的理由によりマスクを着用しない者への配慮
(5) 喫食時は対面や会話を避ける（前向き黙食の徹底）^(*2)

*2 国の基準より厳しい表現だが、都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」では、「対面して喫食する形態を避け、**黙食を徹底するよう指導する**」とある。

- (6) 教室内での机の間隔は1メートルを確保して配置する

4 文部科学省からの通知

- (1) 令和4年5月23日付「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（事務連絡）があったが、学校におけるマスク着用の考え方については、上記の文部科学省マニュアルにおいて示した内容と変更ない旨が記載されている。
- (2) 令和4年5月24日付「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」では、夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について留意すべき事項が示された。
- (3) 令和4年5月25日「マスクの着用に関するリーフレットについて」（P24参照）により、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレット（P25参照）が届いた。
（全校に配信し周知）
- (4) 令和4年6月10日付「夏季における児童生徒のマスクの着用について」により、マスク着用の考え方について改めて事務連絡があった。
- ・ 熱中症が命に関わる重大な問題であり、その危険性を適切に指導する
 - ・ 体育の授業など熱中症のリスクが高い場面ではマスクを外すよう指導する
 - ・ その上で、できるだけ距離を空ける、換気を徹底するなど必要な対応を取る

	<p>5 東京都教育庁からの通知 上記4(4)に関する具体的な場面等を例示したリーフレット(P26)が届いた。</p> <p>6 区からの通知等 体育の授業や暑さ指数が高いときはマスクを外すよう指導することについて、令和2年より継続して、教育指導課から全校に周知している。</p> <p>(1) 学務課から学校への通知 ア 令和4年5月20日付、厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」を踏まえ、5月23日付4足教学学発第799号「学校教育活動におけるマスク着用について」によりマスクを外す場面を学校に通知した。 イ 上記4(3)のリーフレットを全校に配信して周知した。 ウ 上記4(4)を全校に周知した。</p> <p>(2) 保護者への学校配信メール ア 上記6(1)アの内容について5月24日、学校配信メールを保護者に送信し、必ずしもマスクを着用する必要がない場面について、例示した。 イ 上記5のリーフレットをリンク先に載せた学校配信メールにて、6月14日に再度保護者に周知した。</p> <p>(3) 教育指導課から学校への通知 上記6(1)アを鑑み教育指導課から令和4年5月24日付4足教指発第1117号「学校の教育活動におけるマスク着用について(通知)」により、マスク着用についての具体的な場面の例示と共に、基本方針「発話を要する場合以外はマスクを着用する必要はない」を通知した。 更に同日、4足教指発第1094号「マスクを外しての児童・生徒の登下校時における安全確保について(依頼)」により、登下校時の具体的な指導内容を周知した。</p>
<p>問題点等</p>	<p>1 子どもたち自身の意思で、マスクを着用している場合がある。 2 子どもたちの間で同調圧力の存在を否定できない。</p>

厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示したところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

子どものマスク着用について

人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
 においては、マスクを着用する必要はありません。
 また、就学前のお子さんについては、
 マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、
 プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。
 マスクを着用する場合は、保護者や周りの
 大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。





夏のマスクは、**熱中症**に気をつけて！

マスクは重要な感染症対策のひとつですが、気温や湿度が高くなると、マスクをつけていることで熱中症になるおそれが高まります。夏場は、マスクを着用する必要がない場面では、外すことをおすすめします。



	身体的距離が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話をする	マスクの着用がおすすめ	マスクを着用する必要はない	マスクの着用がおすすめ	マスクの着用がおすすめ
会話をほとんどしない	マスクを着用する必要はない	マスクを着用する必要はない	マスクの着用がおすすめ	マスクを着用する必要はない

- ▶ 屋内とは、建物の中や地下街、公共交通機関の中など。
- ▶ 学校では、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や、部活動で運動しているときは、マスクをする必要はありません。
- ▶ お年寄りと会うときや、病院に行くときなどは、マスクをつけましょう。



マスクを着用する必要がない場面の一例

マスクを着用する場面の一例



ランニングなど
人と離れて行う運動



会話せず、距離をとった登下校時



屋内で個人で行う
読書 など



試合の応援や
声を出す場面



部室や更衣室
などの利用時



食事の後の
会話 など

件名	元受理番号6 不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき 支援管理課、教育相談課 教育指導部 教育指導課
請願の要旨	足立区の小・中学生の不登校者数は1,000名を超えています。不登校に起因する発達障がい特性のある子ども達やその保護者に対する適切な支援、そして子どものいじめや自殺予防などにも対応できる実効性ある支援施策の構築を強く求めます。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 発達障がいのある児童・生徒への支援 ※ アンダーラインは新規の取組</p> <p>(1) 特別支援教室の充実</p> <p>ア <u>特別支援教育の一層の推進のため、研究推進モデル校として小・中学校5校で実施（令和4年度～）。支援体制の構築を図っていく。</u></p> <p>イ 発達障がい傾向のある児童・生徒の特性に応じた学習環境の改善を図っていく。</p> <p>ウ 全小・中学校に都費教員を配置、また学校の状況に応じて区費非常勤教員も配置している。</p> <p>エ <u>「個別の教育支援計画・個別指導計画作成システム」を全小・中学校に導入し、児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導ができるよう支援していく（令和4年度～）。</u></p> <p>(2) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動の推進</p> <p>ア 学校関係者と特別支援教育アドバイザー（大学教職員等）で構成する「特別支援ICT活用チーム」を設置し、ICT活用事業を推進していく（令和3年度より試行）。</p> <p>イ <u>ICT作業部会が作成した指導実践事例のデータを各校に配信していく。</u></p> <p>ウ 指導主事や心理士等による学級経営に対しての指導・助言を強化していく。</p> <p>エ <u>管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に、ユニバーサルデザインの視点からの特別支援教育理解の推進を目指した研修を実施していく。</u></p> <p>(3)ペアレントトレーニングの実施</p> <p>保護者による子どもの特性の理解と、子育ての孤立感の軽減を図っていく（学齢児保護者を対象に1クール7回を2クール</p>

実施していく。また、令和2年度より年長児の保護者対象へと拡充した）。

2 不登校支援

(1) 未然防止・早期発見

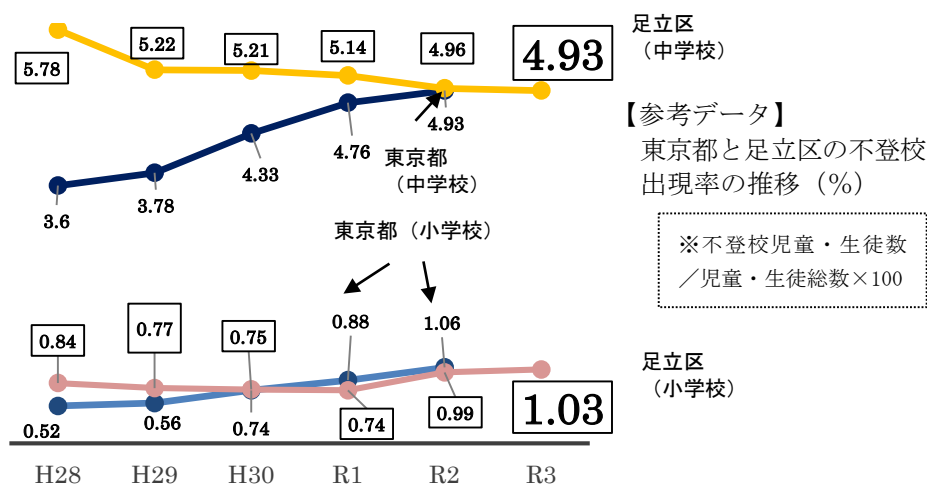
- ア 教育相談コーディネーターの配置
- イ 不登校マニュアルの活用と長期欠席者情報の共有
- ウ 専門職員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の学校への配置

(2) 不登校となった後の支援

- ア 登校サポーター派遣（お迎え・別室登校支援）の拡充
- イ 学校以外（特例課程教室あすテップ、チャレンジ学級、居場所を兼ねた学習支援事業を活用した不登校支援）の教育機会の確保
- ウ 不登校児童への家庭学習支援事業
- エ ICTを活用した学習支援

(3) 不登校の悩みをもつ保護者への支援

- ア 教育相談員による不登校相談の充実
- イ 登校支援ガイドによる不登校への理解促進
- ウ 不登校の子をもつ保護者交流会の開催



3 いじめの 早期発見・早期対応 に関する主な取り組み

(1) 教育委員会

- ア いじめ防止に関する教員研修の実施
- イ 電話、ネットによるいじめ相談の実施
- ウ 「いじめSOSクリアファイル」の全児童・生徒への配付
令和2年度新規事業。悩みごとの連絡先が記載されており、鉛筆で記入できるメモ欄を設けている。
- エ 「いじめSOSカード」の全児童・生徒への配付

	<p>オ 「いじめに関するアンケート（年3回）」 「いじめに関する一覧表」 「いじめ個票」 や指導主事による学校訪問などを通じたいじめの実態把握と関係諸機関との連携</p> <p>カ いじめ等問題対策委員会による実態把握と助言</p> <p>(2) 学校</p> <p>ア 「学校いじめ防止基本方針」を策定</p> <p>イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底</p> <p>ウ いじめ相談箱の設置</p> <p>エ 保護者、地域と連携した「いじめ防止教室」の実施</p> <p>4 自殺予防</p> <p>(1) SOSの出し方に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年（5・6年生）時と中学校在学中に各々1回以上、DVD教材「自分を大切にしよう」を活用した授業を実施するとともに、各種相談機関が記載されたカード（区作成）等を配付 ・ DVDを活用した授業において、取り扱う内容に応じて保健師を講師に招聘 <p>(2) <u>教職員を対象とした研修の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>SOSの出し方に関する教育を推進するため、教職員を対象に自殺予防研修を実施</u>
問 題 点 等	

件名	元受理番号 21 健全児と障がい児が関わる時間を増やすインクルーシブ教育の拡大と医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる保育制度を求める陳情
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
陳情の要旨	1. 健全児と障がい児が関わる時間を増やすインクルーシブ教育を保育園・幼稚園・小学校・中学校で拡大するよう求めます。 2. 医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる保育施設を設置し、痰の吸引、経鼻栄養、胃ろうへの注入などの医療的ケアを看護師だけでなく保育士が行えるようなシステムを作るか、十分な看護師の配置を要望します。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 インクルーシブ教育の現状</p> <p>(1) 保育園・幼稚園での取り組み</p> <p>ア インクルーシブ教育</p> <p>健全児も障がい児も同じクラスで生活を共にし、一人ひとりの発達に違いがあることを理解し保育を進めている。保育上の対応等の検証についても専門職と連携しながら行っている。</p> <p>イ 研修</p> <p>指導理論及び技術向上の中心的な役割を担える職員の育成を目的とした発達障がい研修が、東京都の認定を受けた保育士等キャリアアップ研修となった。令和3年度の研修参加者は延べ<u>888名</u>、そのうち<u>31名</u>がキャリアアップ研修修了者として認定されている。</p> <p>(2) 小学校・中学校での取り組み</p> <p>ア 副籍制度の活用</p> <p>都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置き、直接的・間接的な交流をとおして、居住する地域・学校とのつながりの維持と継続を図っている。</p> <p>※ <u>令和3年度：224名／417名（54%）参加</u></p> <p><交流内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育や音楽等の授業への参加（<u>21校</u>） ・ 朝や帰りの会への参加（<u>10校</u>） ・ 書き初め展や展覧会での作品展示（<u>7校</u>） ・ 自己紹介カードの掲示（<u>15校</u>） <p>イ 学級交流及び共同学習の実施</p> <p>全小・中特別支援学級設置校（小学校20校、中学校10校）は、教育課程の「特色ある教育活動」に交流及び共同学習を位置付け、児童・生徒が通常の学級の行事や授業に参加し、交流を深めている。</p>

	<p>2 医療的ケア児、重症心身障害児の対応状況</p> <p>(1) 保育園・こども園における医療的ケア児の対応状況</p> <p>ア 令和3年4月から区立保育園3園での医療的ケア児受け入れを開始。<u>令和4年度は2名新規入園し、3園5名の児童の受け入れを実施している。</u></p> <p>イ 令和3年度、医療的ケア調整担当を新設し、医療的ケア施策の調整及び、地域支援の手法の検討等を <u>担当が中心となり実施している。</u></p> <p>(2) 保育園・こども園における重症心身障害児の対応状況</p> <p>集団保育が可能であるとの主治医意見がある場合は受け入れている。令和4年5月1日現在、<u>10園で12名</u>の保育を実施している。</p> <p>(3) 保育施設における医療的ケアの実施</p> <p>令和3年4月より担当看護師を実施園に各1名配置し、喀痰吸引や経管栄養など専門性が必要とされる医療的ケアを継続実施している。</p> <p>(4) <u>就学後の体制整備について（新規）</u></p> <p><u>令和3年10月から小学校・保育園関係者、養護教諭等、関係所管で構成される作業部会を設置し、就学前後の切れ目のない医療的ケア児支援体制について継続検討している。令和4年度より2校の区立小学校で医療的ケア児支援の試行実施を予定している。</u></p>
<p>問 題 点 等</p>	

件名	受理番号6 スクールアシスタント（旧介助員）制度の充実を求める請願
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
請願の要旨	<p>足立区のスクールアシスタント（旧介助員）制度について、困り事を持った子ども一人一人が安心して学校に参加出来るように、制度をよりよいものとするために、下記を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スクールアシスタントの登録者数の人員確保を継続して行うこと、その為の周知啓発活動の強化 2 利用者（保護者）へのアンケートの実施 3 スクールアシスタントに対する研修制度を設ける 4 基本ルールを決めた冊子を作り配布する 5 学校側の運用方法を確立する 6 スクールアシスタントやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携体制の構築 7 スクールアシスタントの給与の引上げ
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>1 登録者数の人員確保とその為の啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍するスクールアシスタントの方へ継続した登録を依頼 ・ 文教大学等への働きかけを他の区内大学へも拡充し、登録を依頼 ・ 募集チラシ・ポスターを区立小・中学校、区内大学へ配布 ・ 区ホームページの「会計年度任用職員募集状況一覧」へ掲載 ・ SNS を利用した周知 <p>2 利用者（保護者）へのアンケート（毎年）</p> <p>配置承認期間の終わる年度末にアンケートを実施し、利用者の声を把握する仕組みを確立し、より質の高い支援に繋げていく。</p> <p>3 スクールアシスタントに対する研修制度</p> <p>(1) 令和3年度の研修内容</p> <p style="margin-left: 2em;">ア スクールアシスタント研修</p> <p style="margin-left: 4em;">テーマ：発達に問題のある児童・生徒に対する支援方法について</p> <p style="margin-left: 4em;">講師：都立花畑特別支援学校特別支援教育コーディネーター</p>

開催日：8月30日（新型コロナウイルス感染症対策のため、資料配布に変更）

イ 文教大学研究交流事業（※）報告会

テーマ：① 友達とのトラブルが多く、授業参加に困難を示すADHD児への支援

② 授業参加や対人関係につまづきがみられる児童に対する支援

③ 場面緘黙症の児童への支援

発表者：文教大学研究学生

（指導教員：文教大学教育学部教授）

開催日：新型コロナウイルス感染症対策のため、動画配信（※） 特別支援教育の推進及び研究活動の促進を目的として実施。特別な支援を必要とする児童へ文教大学の学生が週1日程度、7～2月にかけて支援を行い、指導教員は学生等に対する指導を行う。支援の成果については、他校の支援の参考となるようにスクールアシスタント及び教員向けに学生及び学校が発表を行う。

(2) 令和4年度の研修内容

スクールアシスタントが様々な子どもたちに対応出来るよう、研修を実施する予定

4 基本ルールを決めた冊子の作成及び配布

学校現場の教員を交えたプロジェクトチームを設置し、文部科学省の「特別支援教育支援員を活用するために」を参考に、令和5年度に向けて、足立区版の「スクールアシスタントの基本ルール」を定めた冊子を作成する予定

5 学校側の運用方法の確立

毎年4月の管理職研修において、スクールアシスタントの制度運用について周知している。スクールアシスタントの活用に関心のない学校については、更なる周知に努める。

6 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携体制の構築

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒の行動観察を実施し、スクールアシスタントに対して支援方法などの助言が出来る仕組みについて検討する。

	<p>7 給与の引上げ</p> <p>令和2年度、会計年度任用職員に切り替わったことにより、社会保険加入、賞与及び通勤手当の支給対象となった。</p> <p>報酬額については、足立区の他の会計年度任用職員、他自治体のスクールアシスタントの報酬内容を参考に、引上げの可否について検討する。</p>
<p>問 題 点 等</p>	